

国土利用計画（岐阜県計画）

第 一 次

（昭和52年12月22日 議決）

前 文

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、岐阜県の区域について定める国土の利用に関する基本的事項についての計画であり、市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）及び岐阜県土地利用基本計画の基本となるものである。

この計画は、市町村計画が策定される場合には、市町村計画を集成し、必要に応じ、見直しを行うものとする。

第1 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針

県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

県土の利用を計画するに当たっては、引き続き人口が増加し、都市化が進展し、経済社会諸活動が拡大することに伴い、土地の需要が増大することが見込まれる地域と、人口が減少し、地域社会の基盤が変動し、生活水準及び生産機能の維持が困難となっている地域があることに留意し、これらに適切に対処しなければならない。一方、本県は、森林の占める割合が高く、県土保全など公益的機能の増進が要請され、また、食糧需給の基調の変化に適切に対応する必要がある。

このような土地利用の方向に立脚して、おおむね106万ヘクタールの限られた面積の県土において、適切な土地利用を図るためには、県土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの土地の利用についての調整が課題である。また、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山・治水等に配慮するほか、次の事項について配慮する必要がある。

ア 県土の利用区分ごとの個々の土地の需要については、極力土地の有効利用を促進し、可能な限りその節減を図らなければならないこと。

イ 農用地、森林、原野、宅地等の相互の土地利用の転換については、再び元の状態に戻すことが困難であり、また、利用の転換に限界があることなどに留意し、計画的な調整を図りつつ、慎重に行わなければならないこと。

2 利用区分別の県土利用の基本方向

- (1) 農用地については、食糧の安定的供給と魅力のある農業経営を確立するため、農用地の確保と必要な農用地の造成に努めるとともに、農用地の整備等によりその高度利用を図る。また、農用地は、都市及びその周辺等で、他の利用区分に転換することが計画的に調整された必要最小限の土地を除き、できる限り集団的なまとまりを持つこととなるよう配慮する。
- (2) 森林については、木材生産機能及び県土保全、水源かん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を総合的に発揮しうるよう、必要な森林の確保と整備を図る。また、都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため積極的に緑地として保全、整備を図る。さらに、低位利用にある森林については、人工林化を促進する等森林機能の高度化を積極的に推進するほか、環境の保全、周辺の土地利用の状況に十分配慮しつつ、必要な土地需要への転換、保健休養への利用等について、総合的な調整を図る。
- (3) 原野のうち、貴重な自然環境を形成しているものについては、その保全を図り、その他の原野については、環境保全に配慮しつつ、有効な利用への転換を図る。
- (4) 水面・河川・水路については、河川はん濫のおそれのある地域における安全性の確保、水資源の開発、水力電源開発、農業用等のため池及び用排水路の整備等に要する用地の確保を図る。また、水面、河川の整備に当たっては、できるだけその自然環境が損なわれないよう配慮する。
- (5) 道路のうち、一般道路については、県土の有効利用及び良好な生活基盤等の整備を促進するため、必要な用地の確保を図る。一般道路の整備に当たっては、環境の保全に十分配慮する。また、農林道については、農林業の生産性向上及び農林地の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図る。農林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。
- (6) 住宅地については、人口の増加、世帯数の増加、都市化の進展等に対応しつつ、

- ゆとりのある居住空間の形成と望ましい居住水準を確保することを目標として、必要な用地の確保を図る。また、既に相当の人口が集積している都市においては、オープンスペースの確保と居住環境の整備を図りつつ、土地利用の高度化に努める。
- (7) 工場用地については、環境の保全等に配慮しつつ、地域ごとの適正な経済構造の形成及び住民所得の向上のため、工業配置の促進に必要な用地の確保を図る。
- (8) 以上のほか、文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設等の公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性にかんがみ、行政需要の増大と多様化に対応しつつ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。
- (9) 市街地（人口集中地区）については、都市的機能の拡大と都市人口の増加に対応して市街地面積の拡大が見込まれる。このことに関連して、都市的土地利用については、市街地及びその後背地を含む広域の日常生活圏を一体として、有機的かつ良好な生活及び生産等の機能が確保されるよう進める必要があることに留意し、農林業的土地利用との調整及び環境の保全に配慮しつつ、計画的に市街地等の整備を図る。
- (10) 保安林、砂防指定地等の県土を保全するための用地については、県土が急しゅんな地形と多くの河川を有し、防災上特に配慮が必要であること及び県土の大部分が森林で占められていることにかんがみ、治山・治水等の機能を増進するため、特に配慮が必要な用地の計画的な確保を図る。
- (11) 自然環境保全地域、自然公園、風致地区等の自然を保全するための用地については、県土が豊かな自然緑地及び水辺地等に恵まれており、良好な県土の環境形成のための重要な資源であることにかんがみ、貴重な動植物の生息地等のほか、優れた風致景観及び良好な生活環境を確保するため、特に配慮が必要な用地の計画的な保全、確保を図る。

第2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- (1) 計画の目標年次は、昭和60年とし、基準年次は、昭和50年とする。
- (2) 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と普通世帯数については、昭和60年において、それぞれおよそ210万人、およそ57万5千世帯に達するものと想定する。
- (3) 規模の目標を定める県土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。
- (4) 県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口等を前提とし、用地原単位等をしんしゃくして、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとする。
- (5) 県土の利用の基本構想に基づく昭和60年の利用区分ごとの規模の目標は、第1表のとおりである。

第1表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：百ha、%)

区 分	昭和50年	昭和60年	構 成 比		参 考 (昭和47年)
			昭和50年	昭和60年	
農 用 地	799	781	7.5	7.4	873
農 地	794	776	7.5	7.3	849
採草放牧地	5	5	0.0	0.0	24
森 林	8,756	8,651	82.6	81.6	8,693
原 野	9	6	0.1	0.1	26
水面・河川・水路	294	322	2.8	3.0	289
道 路	210	266	2.0	2.5	194
宅 地	255	297	2.4	2.8	210
住 宅 地	194	221	1.8	2.1	166
工 業 用 地	33	42	0.3	0.4	30
事務所、店舗等の宅地	28	34	0.3	0.3	14
そ の 他	273	273	2.6	2.6	311
合 計	10,596	10,596	100.0	100.0	10,596
市 街 地	106	150	1.0	1.4	78

(注) 1. 道路は、一般道路及び農林道である。

2. 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。なお、昭和47年欄の市街地の面積は、昭和45年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

2 地域別の概要

- (1) 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえつつ、当該地域の振興を図るため、地域固有の自然的、社会的、経済的特性に対応する土地利用を確保し、環境の保全が図られるよう適切に対処しなければならない。
- (2) 地域の区分は、岐阜地域（岐阜市、関市、美濃市、羽島市、各務原市、羽島郡、本巣郡、山県郡、武儀郡及び郡上郡とする。）、大垣地域（大垣市、海津郡、養老郡、不破郡、安八郡及び揖斐郡とする。）、可茂・益田地域（美濃加茂市、加茂郡、可児郡及び益田郡とする。）、東濃地域（多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、土岐郡及び恵那郡とする。）及び飛騨地域（高山市、大野郡及び吉城郡とする。）の5区分とする。
- (3) 計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分及び規模の目標を定める方法は1に準ずるものとする。計画の基礎的な前提となる昭和60年における人口はおよそ岐阜地域97万人、大垣地域40万人、可茂・益田地域23万人、東濃地域36万人、飛騨地域14万人程度とする。
- (4) 昭和60年における地域別の利用区分ごとの規模の目標は、おおむね第2表の程度となる。

第2表 地域別の利用区分ごとの規模の目標

区 分	岐 阜 地 域				大 垣 地 域			
	昭和 50年	昭和 60年	構 成 比		昭和 50年	昭和 60年	構 成 比	
			昭50	昭60			50年	60年
計画の前提とした 人口の規模	86	97	—	—	36	40	—	—
農 用 地	258	242	9.9	9.3	223	208	15.6	14.5
農 地	257	241	9.9	9.3	223	208	15.6	14.5
採草放牧地	1	1	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
森 林	2,021	2,003	77.3	76.6	1,001	985	70.0	68.8
原 野	3	1	0.1	0.0	0	0	0.0	0.0
水面・河川・水路	84	85	3.2	3.3	79	92	5.5	6.4
道 路	64	81	2.5	3.1	46	54	3.2	3.8
宅 地	111	129	4.2	4.9	55	65	3.8	4.6
住 宅 地	88	101	3.4	3.9	41	47	2.8	3.3
工 業 用 地	12	15	0.4	0.5	8	11	0.6	0.8
事務所、店舗等の宅地	11	13	0.4	0.5	6	7	0.4	0.5
そ の 他	73	73	2.8	2.8	27	27	1.9	1.9
合 計	2,614	2,614	100.0	100.0	1,431	1,431	100.0	100.0
市 街 地	59	73	2.3	2.8	15	21	1.0	1.5

(注) 利用区分及び面積の内容については、第1表注記のとおりである。

(単位：万人、百ha、%)

可茂・益田地域				東濃地域				飛騨地域			
昭和 50年	昭和 60年	構成比		昭和 50年	昭和 60年	構成比		昭和 50年	昭和 60年	構成比	
		昭50	昭60			昭50	昭60			昭50	昭60
20	23	—	—	32	36	—	—	13	14	—	—
108	105	6.4	6.2	127	134	8.3	8.7	83	92	2.5	2.8
108	105	6.4	6.2	126	133	8.2	8.6	80	89	2.4	2.7
0	0	0.0	0.0	1	1	0.1	0.1	3	3	0.1	0.1
1,420	1,405	84.4	83.5	1,201	1,171	78.1	76.1	3,113	3,087	93.5	92.7
0	0	0.0	0.0	3	2	0.2	0.1	3	3	0.1	0.1
38	44	2.3	2.6	45	50	2.9	3.3	48	51	1.4	1.5
32	40	1.9	2.4	34	45	2.2	2.9	34	46	1.0	1.4
34	38	2.0	2.3	39	47	2.5	3.1	16	18	0.5	0.5
26	28	1.6	1.7	27	32	1.7	2.1	12	13	0.4	0.4
4	5	0.2	0.3	8	9	0.5	0.6	1	2	0.0	0.0
4	5	0.2	0.3	4	6	0.3	0.4	3	3	0.1	0.1
51	51	3.0	3.0	89	89	5.8	5.8	33	33	1.0	1.0
1,683	1,683	100.0	100.0	1,538	1,538	100.0	100.0	3,330	3,330	100.0	100.0
3	17	0.2	1.0	22	30	1.4	2.0	7	9	0.2	0.3

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりである。

1 国土利用計画法等の適切な運用

- (1) 県土の利用に関しては、この計画を基本とし、かつ、岐阜県土地利用基本計画に即して適正、合理的な土地利用が図られるよう都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法及び自然環境保全法並びに岐阜県自然環境保全条例、岐阜県宅地開発基準条例その他の土地利用に関する個別土地利用関係法令の適切な運用により、土地利用相互間の調整を行い、総合的かつ計画的な土地利用を、県民の理解と協力のもとに推進する。
- (2) 国土利用計画法に基づく土地取引規制の適切な運用により、投機的取引の排除及び地価の高騰の抑制を図る。

2 地域整備施策の推進

地域の均衡ある発展を推進するため、それぞれの地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を生かしつつ、都市と農山村の有機的な連けいに留意し、総合的な環境の整備を図る。

なお、県南部の平地において連たんする都市は、相互に機能的に連帯、補完するよう整備を図るほか、県北部の山間地域の生活圏域における中心都市については、地域住民の生活に必要な総合的な都市的機能を有することとなるよう整備を図る。

農山村の地域においては、人口の減少地域があることに特に留意し、生産基盤の整備等、農山村の振興施策を推進しつつ、環境の整備を図る。

3 環境の保全と安全の確保

- (1) 県土の保全、自然環境の保全、公害の防止、歴史的風土の保全及び文化財の保護を図るため、土地利用を規制する区域の設定などを行い、開発行為等の規制措置を講ずる。
- (2) 良好な環境を確保するため、開発行為等に対して環境影響評価を実施することなどにより、土地利用の適正化を図る。

- (3) 都市の自然（緑）を確保し、市街地において良好な生活環境を確保するため、必要な緑地の拡大を図る。
- (4) 環境の保全と公害の防止を図るため、住工混在地区の解消、緩衝緑地の設置、廃棄物の処理用地の確保及び道路等の交通施設について、緑地帯の設置等を推進する。
- (5) 災害を防止し、良好な環境を確保するため、保安林、砂防指定地、自然環境保全地域、自然公園、風致地区等の拡大・充実を図る。
- (6) 人間居住の安全を確保し、災害の発生を防止するため、次の施策の推進を図る。
 - ア 河川の整備を積極的に推進するとともに、河川はん濫のおそれのある地域等には、宅地化が進行しないよう計画的調整に努める。
 - イ 山間地域における土石流、山腹崩壊、落石等による災害を防止するため、治山・砂防施設の設置、立木の伐採の規制等必要な措置を講ずる。
 - ウ 急傾斜地におけるがけ崩れ等による被害を防止するため、防災工事を積極的に推進するとともに、住宅用地の造成について必要な規制等の措置を講ずる。
 - エ 都市における地震、火災等の災害に対処するため、必要なオープンスペースの確保を図る。

4 土地利用転換の適正化と土地の有効利用

- (1) 農用地の利用転換については、良好な地域社会の形成、食糧生産の確保、農業経営の安定等に留意し、非農業的土地利用との調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が集団的に確保されるよう配慮し、行うものとする。

また、土地改良、農用地造成等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、不作付地の解消、裏作作付の積極的拡大等農用地の有効利用を図る。
- (2) 森林の利用転換については、良好な地域社会の形成、木材生産機能と公益的機能の増進、林業経営の安定等に留意しつつ、災害の発生、環境の保全に配慮し、周辺の土地利用との調整を図り、行うものとする。

また、造林事業の拡大、林道整備の推進等森林機能の増進を図り、低位利用にあるものについては、地域の条件に応じ、自然環境の保全に配慮しつつ、他用途への転換など森林の有効利用を図る。
- (3) 住宅地については、良好な居住環境と望ましい居住水準を確保することを目標として、主として市街地周辺において宅地開発の促進を図る。

また、都市計画法に基づく市街化区域又は用途地域内において、地域の実態に応じて土地区画整理事業等の推進により、居住環境の整備を図るとともに、既に相当の人口が集積している都市においては、住宅の中高層化に努めるなど土地の高度利用を図る。

- (4) 工場用地については、地域社会との調和、公害防除の充実を図りつつ、工業再配置促進法による誘導地域、工場立地法による工場適地、農村地域工業導入促進法による農村工業導入地区等への立地を促進し、適正な配置を図る。
- (5) 未利用地の利用促進については、国土利用計画法による遊休土地制度の適切な運用等により、その有効かつ適切な利用を図る。
- (6) 大規模な土地利用の転換行為については、その影響が広範であるため、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全、環境の保全等を図りつつ、適正な土地利用を図る。

5 県土に関する調査の推進

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、県土に関する基礎的な調査を推進する。